

## 質問回答書

2023年 7月 24日

案件名:「ルワンダ国宇宙分野人材育成」

(公示日:2023年7月12日/調達管理番号:23a00352)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 12 ページ	<p>当該項の本文「活動 1-3 に関連して、…」で始まる段落に「②衛星データ利活用に関する本邦研修(関係省庁・機関(エンドユーザー)対象、3名×3回、各2週間程度、研修先は本邦省庁及び機関、企業等を想定)<sup>2</sup>を企画し」とあります。</p> <p>一方、同項の脚注2では「従って、3名(当該機関のCDO(Chief Digital Officer)+エンジニア、RSA)、研修期間は2~4週間(14日~28日で渡航日数を含む)の4回(4機関)を想定しており」と記載されており、本文の3名×3回と矛盾しています。</p> <p>同脚注に「エンドユーザーとなる関係省庁・機関(MINIFRA(インフラ省)、MINERMA(非常事態省)、MINAGRI(農業省)、METEO(気象庁))において」と4機関あることを踏まえると、3名×4回が正だと思われそうですが、この理解で正しいでしょうか？</p>	<p>申し訳ございません。脚注2(従って、3名(当該機関のCDO(Chief Digital Officer)+エンジニア、RSA)、研修期間は2~4週間(14日~28日で渡航日数を含む)の4回(4機関)を想定しており)が正となります。</p> <p>他方で、研修期間や回数に関して、企画競争説明書の内容と異なるご提案をいただいても差し支えありません。</p>

2	企画競争説明書 16 ページ	<p>副業務主任者を配置する場合、担当分野を以下の通り分割することは可能でしょうか？あるいは、業務主任者と同じ担当分野にする必要があるのでしょうか？</p> <p>業務主任者：「業務主任者／調査・分析(宇宙関連機関)」</p> <p>副業務主任者：「副業務主任者／研修監理」</p>	<p>副業務主任者を配置する場合、担当分野をご提示の通り分割することは可能です。</p> <p>なお、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」24ページに以下のとおり記載がありますとおり、特例として認めています。</p> <p>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(抜粋)</p> <p>○副業務主任者が担当する専門分野の特例 次世代の業務主任者の育成を制度の目的の一つとしてしますので、副業務主任者は業務主任者と同じ専門分野(業務主任者が担うべき専門分野)を担当し、「類似業務の実績」の評価に当たっては業務主任者と同じ「類似業務」で評価を行うこととしています。しかしながら、提案者としての「次世代業務主任者の育成」戦略等の理由により、副業務主任者が「業務主任者が担うべき分野と異なる専門分野」を担当することが適当である場合については、特例としてこれを認めることとしています。この場合、「次世代業務主任者の育成」という目的が確保されているか否かを業務管理体制の「体制評価」として評価しますので、プロポーザルにそのような提案を行う理由を詳細に記載願います。(以下略)</p>
---	----------------	---	--

3	P.1 3.競争に付する事項 (3)適用される契約約款 及び P.19 4.見積書作成にかかる留意事項 (2)上限額について	指示書の P.1 には、「なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。」と記載されている一方、P.19 には「定額計上分は契約締結時に加算して契約します」と記載されています。定額計上分には、本邦研修に係る経費が含まれており、本案件の契約締結時に加算される(本邦研修に係る業務も契約締結時に本案件の契約に含まれる)という理解でよろしいでしょうか。	本邦研修(または本邦招へい)に係る経費(定額計上 No1~No4)については別途契約を締結します(課税対象)。 ただし、本邦研修でない No5 の定額計上については本案件の契約に含まず(課税対象外)。
4	P.12 (5)各成果に係る業務 1) 成果1に係る業務 「●活動1-3に関連して」について	本文中に「①衛星開発に関する本邦研修(RSA対象、2名×1回、6か月程度、研修先は宇宙利用実証施設を持つ大学を想定)」とあります。これに対応する脚注1においても「本邦の衛星試験施設を持つ大学」と書かれています。このような条件を満たす大学がある一方、自前の実証・試験施設を持たずとも、公的団体が有する施設を支障なく利活用出来る体制にある大学があると理解しています。提案するにあたり、そのような大学を研修受け入れ先の候補に含めることは、貴指示内容に抵触するでしょうか。	ご提案いただいた内容は、特段指示内容に抵触するものではありません。他方で、大学への委託を想定しておりますので、自前の実証・試験施設を持たない大学と、外部施設の距離が離れている場合には、移動等が必要となり効率の観点から評価が低くなる可能性があります。 なお、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」4ページ 17行目に記載のとおり、企画競争説明書の内容と異なる内容の提案については、これを認めております。
5	同上	本文中に「②衛星データ利活用に関する本邦研修(関係省庁、機関(エンドユーザー)対象、3名×3回、各2週間程度、研修先は本邦省庁及び機関、企業等を想定)を企画し、実施する。」とあります。一方、この記述に対応する脚注2には「従って、3名(当該機関の CDO(Chief	質問回答2をご参照ください。

		Digital Officer) +エンジニア、RSA)、研修期間は2~4週間(14日~28日で渡航日数を含む)の4回(4機関)を想定しており、」と書かれています。本文と脚注の間で、回数と研修期間に違いが認められます。どちらが正しいでしょうか。	
6	P.17 2.業務実施上の条件 (2) 業務量の目途と業務従事者構成 1)業務量の目途	約 12.00 人月の記載の次の文章に、「本邦研修の調整に関する業務人月 1.00 人月を含む(本経費は定額計上に含まれる)。」とございます。業務量の目途である約 12.00 人月には、本邦研修の調整に関する業務人月 1.00 人月は含まれない(1.00 人月は定額計上(P20 表の4に該当)に含まれる)という理解でよろしいでしょうか。	業務量の目途である約 12.00 人月の内訳は、本邦研修の調整に関する業務人月 1.00 人月+その他の業務人月 11.00 人月となります。
7	P.19-20 4.見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	表中記載の「1 本邦大学での研修実施経費(衛星技術開発)」、「2 本邦大学での研修実施経費(衛星開発・利用学科設立)」及び「3 本邦省庁及び本邦民間企業での研修実施経費」に共通する質問です。本邦研修への参加者(研修生)に要する国際航空賃、国内交通費、宿泊費・日当も定額計上分に含まれるのでしょうか。それとも、通例に倣い、貴機構が直接手配・支給されるのでしょうか。加えて、通常貴機構にて直接配置される研修監理員の有無について、ご教示ください。	受注者に実施いただく業務の対象は、原則「実施業務」のみであり、「受入業務」及び「監理業務」については、当機構で対応します。(コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン 2 ページに記載) ご質問いただきました本邦研修への参加者(研修員)に要する国際航空賃、国内交通費、宿泊費・日当は、当機構にて直接手配・支給致します。 また、研修管理員の配置は現時点で未定ですが、配置する場合は当機構にて手配致します。
8	同上	表中記載の「3 本邦省庁及び本邦民間企業での研修実施経費」の費用項目は「国内業務費」とされています。これを金額はそのまま、費用項	研修実施経費として計上しておりますので費用項目は「国内業務費」とし、再委託とは別にしてください。

		目を「国内業務費あるいは国内再委託費」とすることは可能でしょうか。	なお、第3章にて定額計上とした内容は、プロポーザル時の見積書には含めません。定額計上分は契約締結時に契約金額に関して契約します。
9	同上	表中記載の「4 上記1～3の研修実施にかかる業務人月」の費用項目は「報酬」とされています。これを金額はそのまま、費用項目を「報酬あるいは国内再委託費」とすることは可能でしょうか。	質問回答8をご参照ください。

以上